

公立大学法人秋田県立大学平成22年度年度計画

(目 次)

I	大学が行うサービスに関する目標を達成するためにとるべき措置	…	3
1	教育に関する目標を達成するための措置	…	3
	(1) 学生の受け入れに関する具体的方策	…	3
	(2) 教育方法・実施体制・学生支援に関する具体的方策	…	5
	① 教育方法・実施体制	…	5
	② 学生支援	…	9
	(3) 教育の成果に関する具体的方策	…	10
	① 育成される人材	…	10
	② 育成した人材の行方	…	12
2	研究に関する目標を達成するための措置	…	13
	(1) 研究方針に関する具体的方策	…	13
	(2) 研究体制に関する具体的方策	…	14
	(3) 研究成果と評価に関する具体的方策	…	15
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	…	15
	(1) 産業振興と知的財産に関する具体的方策	…	15
	(2) 教育機関に関する具体的方策	…	16
	① 高等教育機関との連携	…	16
	② 教育現場との連携	…	16
	(3) 地域社会に関する具体的方策	…	16
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	…	17
1	運営手法に関する目標を達成するための措置	…	17
2	評価結果の業務への迅速な反映に関する目標を達成するための措置	…	17
3	組織等の見直しに関する目標を達成するための措置	…	18
4	実績に基づく評価に関する目標を達成するための措置	…	18
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	…	18
1	自己財源の確保に関する目標を達成するための措置	…	18
2	経費の節減に関する目標を達成するための措置	…	19
3	資産活用に関する目標を達成するための措置	…	19
IV	教育・研究及び組織運営に関する自己点検評価等に関する目標を達成 するためにとるべき措置	…	19

1	自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置	…	19
2	説明責任に関する目標を達成するための措置	…	19
V	その他業務運営に関する重要事項	…	20
VI	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	…	20
1	予算	…	20
2	収支計画	…	21
3	資金計画	…	21
VII	短期借入金の限度額	…	22
VIII	重要な財産の譲渡等に関する計画	…	22
IX	剰余金の使途	…	22
X	地方独立行政法人法施行細則（平成16年度秋田県規則第5号）で定める 業務運営に関する事項	…	22
1	施設及び設備に関する計画	…	22
2	人事に関する計画	…	22

I 大学が行うサービスに関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の受け入れに関する具体的方策

[学士課程]

(県内外からの学生の受け入れ)

1) 学生の受け入れに関する大学方針の周知

- 教育の方針と実践及び成果に関して各種メディアを通じて広報し、周知徹底を図る。
- システム科学技術学部においては7月及び10月、生物資源科学部においては8月及び10月に高校生への大学生活の模擬体験機会を提供し、各学部内にオープン・キャンパス実行機関を設置し、開催内容に工夫を凝らすとともに、4月から7月まで、県教委との懇談会・高校訪問・進学ガイダンス等の機会をとらえて日程及び開催概要を周知する。
- 公開講座を通じて本学の教育研究を積極的に紹介するほか、会場では大学案内を配布するなどして意欲ある優秀な学生の確保に努める。
- 4月から7月までに秋田県内で開催される大学説明会に4回参加するほか、9月から10月に文部科学省戦略的大学連携支援事業「プロジェクト4A」県内大学合同オープンキャンパスを共催する。
6月に仙台において文部科学省戦略的大学連携支援事業「プロジェクト4A」大学説明会を共催する。
生物資源科学部において、9月に東京及び名古屋での大学説明会を農学系大学連合と共催する。
システム科学技術学部において、次年度以降の施策として、他の工学系大学と連携しての進学説明会の主催を検討する。
この他、ブース参加できない会場にはできる限り資料参加に努めるとともに、高校単位で行われる大学説明会にも積極的に参加する。
県外高校訪問先において、時期を同じくして開催される大学説明会があった場合は、極力参加するように努める。

2) 学生の受け入れのための具体的措置

- 一般選抜においては、昨年度事業計画に基づき決定した大宮試験場を選択した受験者の出身地域と試験場選択の関連を含めて、一般選抜試験における出願者及び合格者の出身地域と試験場選択の関連を整理し、過年度整理分のデータに積上げ、現在県内外5箇所の試験場で実施している試験地のより効果的なあり方を検討する。また、特別推薦入学Iで実施している現在の3会場

(本荘、仙台、東京)について、各会場の出願状況等を踏まえ、会場数を含め、より効果的な試験実施方法について検討を行う。

- 入学生特待生制度を高等学校等に周知する。入学生特待生のその後の学業成績等について検証する。
- 5種類の推薦入学制度を実施し、その制度を関係各所に周知する。
- 県教委高校教育課、県高校長協会及び各高等学校が実施する高大連携事業に積極的に協力するとともに、大学コンソーシアムや文部科学省戦略的・大学連携支援事業「プロジェクト4A」の活用、「県内高校生徒に対する発展的な英語授業」や「県内高校と本学の個別連携事業」をはじめとする本学独自の企画により、高大連携事業の推進を図る。
- 県内高校61校すべて及び県外高校163校(昨年151校)の高校訪問を実施する。
- 高校訪問やホームページの活用等により、高校進路指導担当教員に対する本学の施設や教育現場の見学、体験等を働きかける。特に、システム科学技術学部において昨年度実施した県内高校教員を対象としたキャンパス見学会を実施し、県外高校の教員に対する研究施設等の見学機会の設定を検討する。また、推薦入学者等の在籍高校の進路指導担当教員との個別面談を実施する。

3) その他の学内措置

- 大学入試センター等主催の入試研究会等に積極的に参加し、大手予備校(受験出版社)の分析状況を随時入手するなど、受験をめぐる各種データ及び他大学の分析手法の収集を行い、当該データ等をもとに学生確保対策を検討する。
- 入試担当部署のありかた及び入試担当専門職に求めるもの等について検討する。

(多様な入学機会の確保)

- 1) 両学部において編入学試験を実施する。特に、生物資源科学部においては大学説明会の共催者である農学系大学連合と連携し、本学編入学制度を関係各所に周知する。また、県内の他の教育機関における教育内容を個別に検討し、編入学希望者を効果的に取り込むための仕組みづくりの作業を行うとともに、出願者の状況を踏まえ、県外の高専等の教育内容の個別検討を行う。
- 2) 海外の大学等との大学間協定や部局間協定の締結を促進し、交換留学生(科目等履修生等)の受入を行なうとともに、本学の学士課程への正規入学のため、入国手続きや生活支援のためのマニュアル等を作成するなど受け入れ体制を整備する。また、国際教養大学等と連携を図り、留学生向けの日本語教室の開催を検討する。

[大学院課程]

- 1) 大学院教育の方針と実践及び成果について各種メディアを通じて広報し、周知を図る。
- 2) 大学院特待生制度を関係各所に周知する。特に、生物資源科学研究科においては大学説明会の共催者である農学系大学連合と連携し、本学大学院への入学促進を図る。
- 3) 海外の大学等との大学間協定や部局間協定の締結を促進し、交換留学生（研究生等）の受入及び派遣を拡大するため、支援体制を整備するとともに、協定校への広報、英語版ホームページの充実を図る。また、本学の大学院課程への正規入学のための受け入れ体制を整備する。
- 4) 社会人大学院学生の就学を助けるため、引き続き集中講義の実施などの配慮や個別の相談に応じるなどにより、柔軟な教育指導を行なう。また、長期履修制度の導入について検討する。さらに、団塊世代の学び直しについて、特に農・工分野での活動を検討する。

(2) 教育方法・実施体制・学生支援に関する具体的方策

① 教育方法・実施体制

[学士課程]

1) 科目編成方針

- ア) 各科目の目的と位置づけを明確にするため、各学部各学科において科目編成の見直しを今年度も継続する。
- 科目編成は、教養基礎教育科目(教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、情報科学科目)、専門基礎科目(数学、物理、化学、生物等の専門の基礎となる講義及び実験)、専門科目(それぞれの専攻分野に特有の講義及び実験・実習・演習)、その他に分類し、FD専門部会において教育効果を検証する。
 - 各科目の目的と位置づけを明確にするため、授業概要(シラバス)の記載内容を精査するとともに、各科目の内容に合った成績評価基準についてシラバスへの記載を引き続き行なう。
 - 各科目は原則として半年単位で実施するが、必要に応じて通年講義を設定する他、関連分野が一貫して学べるよう関連科目を連続セメスターに配置する。
 - 引き続き教育職員免許状の取得に必要な科目を開設する。また、放送大学及び単位互換制度について周知を図り、積極的な活用を呼びかける。
 - 学生間の学力格差に対処するため、英語、理科(物理、生物、化学)、数学の基礎講座(補習講座)を引き続き開講する。また推薦合格者等を対象に、入学前添削指導やスクーリングも引き続き実施する。
- イ) 各学部において決定した科目編成の責任者を通じ、その科目の中で習得する学

習内容を明確にし、平成23年度のシラバスに反映させる。

- 教養基礎教育科目は幅広くバランスの取れた科目構成とし、的確な倫理観・職業観の涵養に資するよう配慮する。
 - 専門科目の内容は最新の社会動向に合わせ、また、外部講師の積極的な活用も考慮し、最新の技術や研究内容を学ぶ機会を提供する。
 - 教育効果を把握し、カリキュラムを柔軟に見直す。科目の改訂などは、入学年度の異なる学生間で格差、不利益を生じないように編成する。
- ウ) アグリビジネス学科では、プロジェクト実習等によって、生物生産の専門知識と技術、環境に配慮した地域資源管理システムや農業経営システム、農業・農村のビジネス、振興策について実践的に学習させる。
- また、プロジェクト教育の場となるフィールド教育研究センターの施設・設備について、平成22年度は小型ブルドーザー、米粒食味計、3次元精密流速計等を整備する。
- エ) キャリア形成教育の一環として、教員と就職支援チーム職員とが協力して、初年時教育プログラムに1年生前期の必修科目として引き続き実施する。
- (システム科学技術学部)
- ・ 授業科目名：『創造科学の世界』（2単位）
- (生物資源科学部)
- ・ 授業科目名：『生物資源科学への招待』（2単位）
- オ) 少人数教育の利点を最大限活用し、より実践的な教育を充実させる。
- 講義科目で習得した基本的知識を基礎に、実験、演習、実習科目において少人数指導、実践指導を行ない、応用する能力の向上を図る。
 - ディスカッション能力、コミュニケーション能力の育成・向上に資する科目を編成する。
 - 卒業研究を通じて、実際の問題に取り組むことを体験させ、専門知識と技術を融合する力を身につけさせ、教員とのディスカッションを通じてコミュニケーション能力を向上させる。
 - 学生の自立心養成や職業観・就労意識向上のためには、インターンシップが必要かつ重要であることを企業側に説明し、インターンシップ受入企業の開拓を引き続き行う。
- また学生に対しては、インターンシップ制度の重要性を広報やガイダンスを通じ広く意識付けをし、参加学生の一層の増加を図る。
- 学生自主研究を通じて、引き続き問題発見、解決能力を早期に習得するための知識や技術を教育する。
 - 学内、学外の研究交流会等に学生の積極的な参加を促し、自己の専門分野以外への視野を広げるとともに、知識の応用力を高めるよう努める。

カ) 科目充実のためのその他の施策

- 文部科学省戦略的大学連携支援事業「プロジェクト4 A」の取り組み等により現在行っている遠隔講義について引き続き検証し、そのあり方及び体制整備について方針を検討する。
- 放送大学との単位互換やコンソーシアムあきたが県内他大学と実施している単位互換制度を学生に周知し、積極的な活用を呼びかける。
- 履修制限は最小限なものに留め、多様な科目を履修できる機会を確保する。
- 特徴のある教育体系を構築するため、教務・学生委員会、FD専門部会において、引き続き検討を続ける。

2) 学士課程教育における履修体制の整備拡充

- 学生の履修登録に向けてオリエンテーションを実施し、自ら履修計画を立てられるようにする。特に初年次教育における履修指導を充実させる。
- シラバスの内容の充実を図り、学生にとってわかりやすく活用しやすいものになるよう引き続き見直しを進める。
- 学期中は毎週一回、専任教員（教授、准教授）全員がオフィスアワーを引き続き実施するとともに、専用の時間枠の設置についても検討を継続する。
- 一般教養や手薄な分野に関する書籍については、引き続き教員、学生の要望を取り入れて整備を進める。

3) 教育内容の持続的改善のための方策

- FD専門部会において、科目の内容及び実施状況が適切であるか検証し、改善に反映させる。
- 学生に対して引き続き授業アンケートを実施し、その結果を授業の改善に反映させる。また、授業改善を検証するための分析手法や、学生へのフィードバックのあり方を検討する。
- 教員の教育技術・学生指導技術の向上を図ることを目的とした 講習会の開催や授業参観を引き続き実施するとともに、推進主体としてのFD専門部会に設置した学部・研究科単位の分会において、それぞれの課題に応じた主体性のある教育改善の取り組みを行なう。
- FD専門部会において、教育効果の判定を効率的に実施する方法を引き続き検討する。
- 各種ハラスメントを防止するため、各学科等毎のハラスメント相談員（教職員）に対して研修を行うほか、全学を対象とするハラスメントセミナーを実施する。

4) 教育成果の保証に関する施策

- 平成23年度の科目編成の変更に合わせ、科目に応じて、その目的と成績評価基準あるいは単位認定基準をシラバスに明示し、公表を引き続き行う。また、成績評価のあり方についてはFD専門部会において引き続き検討する。
- 専門基礎科目及び語学について、成績評価結果の点検を教務・学生委員会及び総合科学教育研究センター協議会で行う。
- 上記以外の教養科目と専門科目について、その科目の目的にあった成績評価が行われているかについての点検を、総合科学教育研究センター協議会及び各学科において行う。
- 学士課程教育の仕上げとして、卒業研究における論文作成や発表会を通じ、教育成果を審査する。

5) 教育資源の有効活用のための施策

- 平成23年度の科目編成に合わせ、全学が協力して柔軟かつ効率的な教育を推進できるよう、教務・学生委員会で検討するとともに教育関連機器を計画的に整備する。
- 複数の教員が共同して実施する科目については、専門、適性を考えて、科目ごとに責任者を決め、実施チームを編成して授業を行う。

[大学院課程]

1) 高度の専門知識とその応用活用能力及び学ぶ力を習得させるための施策

- 大学院担当教員には、高度専門職業人(前期課程)及び高度技術研究者(後期課程)の教育にふさわしい研究業績又は実務経験を有する人材を充てるため、資格審査ルールや審査手続きを明確にする。
- これまで積極的に導入してきた討論型・対話型の科目、演習形式の科目の内容をさらに充実させる。
- 学生の研究に際して、学内の施設・設備を有効活用できるように、相互利用できる体制を維持していく。
- 学会への参加の他、論文公表など、学外への成果発表を積極的に行わせる。そのため、大学院学生の学会への参加旅費などの経費について引き続き支援する。
- 図書・情報センターの専門学術雑誌の整備を継続していく。
また、電子ジャーナルへの切替えを進め、閲覧の利便性向上を図る。
- 各部局間の成果発表会により、交流を図る。RA制度を活用し、研究を支援することにより幅広い知識を習得させ、応用力を育成する。

2) 各研究科の内容及び定員等の見直し

大学院各研究科における専攻の内容及び定員等について、社会的ニーズ等に対応するよう、見直しを行なう。特に、生物資源科学研究科においては、平成23年度専攻組織改編に向け、届出事務を進める。

② 学生支援

1) 学業支援体制

○ 担当教職員の間で学生の学業について必要な助言や指導を行う学年担当制を引き続き維持し、活用する。

また、本荘キャンパスの図書・情報センターでは、学生の要望が多い試験期間中の無人開館時間の延長や通常期の無人開館時間の延長を試験的に行う。

○ 全教員が毎週1回、オフィスアワー専用時間帯を引き続き設定する。

2) 専門職員

○ 秋田・本荘両キャンパスの臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーが、お互いに連携を取りながら、教職員との情報交換会等の開催や、学生生活サポート指針や学生サポートヒント集の活用などにより、教職員と一体となってより相談しやすい体制の構築を図る。

3) 学部学生支援

ア) 生活支援

○ 学生生活支援を図るため、アルバイト情報の提供やアパート等の情報提供を継続するほか、学生寮に関する情報提供も引き続き行う。

○ 独立行政法人日本学生支援機構や公共団体等が運営実施している奨学金支給制度の周知を図る。また、授業料減免制度や、平成20年度から始めた限定的な制度である教育ローン利子補給金制度の周知を図る。更に、経済不況に対応した新たな支援制度について検討する。

イ) 健康支援

○ 定期健康診断と放射線を扱う学生を対象にした健康診断を実施する。また、学生の受診の利便性を一層高めるための健診日程等について健診団体と協議し、見直しを進める。

○ 定期健康診断の結果、食生活・生活習慣の改善を要すると思われる学生に対しては、個別に健康教育を行う。また、食生活・生活習慣に関する注意事項を周知する。本荘キャンパスでは引き続き調理講習会や試食会などを実施し、郷土料理に親しむとともに食生活・生活習慣の改善に努める。

また、喫煙者に対する禁煙の指導や支援を全学的に行う。

○ 緊急時や疾病の発生防止について、学校医や地元医療機関と連携し、平成20年度に整備した緊急対応マニュアル等も活用して迅速な対応や疾病予防の

体制をとる。

ウ) 精神面の支援

- 支援が必要な学生に対しては、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを中心に、教職員、さらには学校医や地域医療機関の専門医師と連携し、学生自らが解決できるよう支援していく。
また、目的意識を持ち前向きな学生生活を送れるよう、学生生活に関する講演会を企画する。
- 学生に学内のハラスメント相談組織体制について、新入生オリエンテーションやハラスメント講習会を通じて周知し、学生が常時相談し易い体制とする。

エ) 地域活動の支援

- 学生と地域との連携事業として、エコフェスティバルや献血事業、カヌー教室、夕日の松原クリーンアップ等の事業に積極的に参加しながら、地域活動を支援する。
- 学生と地域とが交流できる事業について積極的に情報収集し、学生に周知するとともに、参加を促していく。

4) 大学院学生の支援

学部学生の支援策に加えて、以下の支援策を充実する。

- 大学内で教育補助員（T A）制度、研究補助員（R A）制度により支援する。
- 平成20年度に改正した「特待生制度」の周知を図り、学習意欲の喚起を促す。

5) 平成18年度に創設した「生涯学生制度」を卒業生等に周知し、登録者数を倍増させる。

(3) 教育の成果に関する具体的方策

① 育成される人材

[学士課程]

1) 問題発見・解決能力

- 平成23年度の科目編成の変更に際して、学生が幅広く科目履修できるよう、教養基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目を適切に配置する。システム科学技術学部では、特に「システム思考」の涵養に引き続き努め、創造的な能力を身につけさせるとともに、「システム思考」の中核を担う科目の内容の充実について各学科で検討する。また、生物資源科学部では、食料、エネルギー、環境、農業・農村地域の振興という課題について、総合的な視点に基

づいて問題を解決できる能力を養う科目の充実を図る。

- 開学以来本学が積極的に取り組んできた1, 2年次の学生を対象とした学生自主研究制度を継続し、学生の知的好奇心を喚起する。特に、システム科学技術学部では、創造工房において学生自主研究を支援する。
- インターンシップ受入先企業に対し、インターンシップの目的である知識、技術、仕事への理解及び人との付き合い方を習得できるような実習の実施を引き続き依頼するとともに、インターンシップの重要性を説明し協力関係の維持を図る。
- インターンシップを希望する学生に対し、インターンシップガイダンスを引き続き実施する。また、インターンシップに参加する学生に対しては、事前講習会を通じインターンシップに対する心構え、意識付けやビジネスマナー教育等で徹底するとともに、併せてインターンシップ終了後の事後報告会も引き続き実施する。
- 卒業研究の取り組みに際し、論文の作成や専門分野での教育を通じ、より幅広い問題解決能力を養う。

2) コミュニケーション能力

- 少人数教育の利点を活かし、教員と学生並びに学生同士が討論することにより、論点を整理し自己表現する能力を養うことを引き続き行う。
- 卒業後の進路を決定するための準備としてキャリアデザインを促す中で、自己分析の方法やコミュニケーション能力などを身に付けさせるキャリア開発講座を引き続き実施する。

〈システム科学技術学部〉

- ・ 自分発見講座など、1, 2年生を対象としたキャリアガイダンスを実施（2回以上）

〈生物資源科学部〉

- ・ キャリア開発講座（2年生後期自由科目）
- 学生が教員との進路相談を通じて、自分の考えを整理し相手に伝え、相手の意見を理解する能力を深めることを引き続き行う。

3) 教育の成果の評価

卒業研究における論文の作成、学科内発表会及び質疑応答を審査し、創造的能力を評価する。

[博士前期課程]

1) 高度専門職業人の育成

学会等での発表を目指して研究テーマに取り組むことで、深い専門知識と技術を統合し応用する能力を養う。

2) 教育の成果の評価

博士前期課程在籍中に大学院生に対して学会等での発表を奨励し、修士論文等の発表会を通じて評価する。

[博士後期課程]

1) 高度技術研究者の育成

査読付き専門誌へ研究内容を公表することを前提として研究を進めることにより、課題に見合った解析手法を構築し、新たな研究課題を見いだす能力を養う。

2) 教育の成果の評価

査読付き専門誌へ発表することを論文の提出要件とし、博士論文の評価を行なう。

② 育成した人材の行方

1) 学部・学科就職委員会を定期的開催し、進路指導担当教員と就職支援チーム職員との連携の強化を引き続き図る。

・6種類の学部就職委員会、各学科就職・進学委員会を年間10回、合計60回以上開催する。

○ 学生が就職を希望する業界を把握しながら、中期目標に挙げられた分野を中心とした企業を少なくとも300社以上訪問し、引き続き就職先の開拓を行う。

○ 秋田県内企業に対し、求人の早期化を機会あるごとに依頼するとともに、県内企業との面談会を引き続き実施する。また、企業訪問等において本学が送り出せる人材についての情報発信を引き続き積極的に行っていく。さらに、県内企業への就業力強化を図るため、本学と県内企業とが連携した新たな人材育成事業の検討に取り組む。

○ 学生が希望する業界から講師を招聘するなど、学生の特性に配慮した就職ガイダンスを引き続き実施する。

・システム科学技術学部：年間20回以上

・生物資源科学部：年間20回以上

○ 進路への意識を高めるため、低学年からのキャリア開発ガイダンスの内容を充実させ引き続き実施する。

また、公務員を志望する学生に対する支援を強化するため、新たに「公務員対策講座（仮称）」の開設について検討する。

○ 担当教員との連携により情報を共有し、学生の希望に沿ったきめ細かな指導を

引き続き行っていく。

- 両キャンパスのキャリア・カウンセラーが、定期的に情報交換を行うなど連携を取りながら、学生に対する進路指導の充実を引き続き図る。
- 2) 学部就職委員会及び学科別就職・進学委員会を引き続き定期開催し、進路担当教員に対し学生の進路や就職活動などの状況を説明し、共通認識を図りながら進路指導を一層充実させる。
- 3) 卒業生に対する所属事業所の満足度や、目標とする人材の育成成果を検証するため、企業訪問等の機会を利用し卒業生が就職した事業所からの情報収集を引き続き行うとともに、訪問した事業所から収集した満足度、貢献度や要望などの情報をデータベース化し進路指導に活かす。
- 4) 卒業直前の学生に対し行っている進路支援全般に関するアンケート調査を、平成23年3月卒業の学生に対しても実施し、今後のキャリア開発に活かす。
- 5) 卒業生が所属している事業所を訪問し、卒業生から仕事内容や処遇など職場状況の情報を引き続き積極的に収集し、今後の進路指導に活かす。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究方針に関する具体的方策

個々の教員の専門知識及び能力を最大限に活かせる研究体制・評価システムを構築した上で、以下の措置を講じる。

1) 地域との交流の促進

- 「あきたキイチゴ利活用研究会」や「あきた菜の花ネットワーク」など地域の研究会活動を支援する。
- 秋田県や県内自治体、NPO並びに産業界と連携し、八郎湖の水質改善などの地域固有の課題や医工連携などの県内産業振興に資する課題について、研究を推進する。また商工団体等と連携し、地域企業ニーズの把握に努める。

2) 教育活動に反映可能な研究

- 研究テーマの選定にあたっては、教育との関わりを念頭に置き、高度専門職業人の育成につながる研究を推進する。
- 研究実施にあたっては、学生の意欲的な参画により、能力向上や将来の仕事への取組み方を修得させるように努める。

3) 知的財産の創造と活用

- 地域連携・研究推進センターは、秋田県知的所有権センターと連携しながら、教員の知的財産獲得意欲の啓発に努める。教員からの発明届数は20件を目標とし、審査請求数は10件を目標とする。また、あきた企業活性化センター等関係機関とも連携し、知的財産の実施料獲得に努める。

4) 研究資源の有効活用

- 大学の特色を生かした研究テーマの策定を進めるため、学内公募型の工農融合プロジェクト研究を3件程度、公設試連携研究を3件程度実施する。
- 外部資金による研究費を確保するため、科学研究費補助金をはじめとする国の各省庁や独立行政法人の公募課題への応募を奨励するほか、自治体や国内外の大学、各種研究機関や産業界との連携を深めて研究開発を活発化する。
- 研究の活発化のため外部資金による研究員獲得を奨励する。

5) 国際交流の推進

- 国際的な学会に積極的に参加し研究発表するとともに、共同研究を奨励する。
- 大学間・部局間協定締結校の質量ともに向上を図り、国際的な研究の発展を図る。

6) 研究上の倫理性、安全性の確保

- 研究活動に係る倫理性を確保するため、研究倫理委員会で「人を対象とする研究実施計画」を審査する。
- 現在実施している安全パトロール等を充実する。

(2) 研究体制に関する具体的方策

1) 研究活動は、学士課程教育及び大学院課程教育と密接不可分に関連しており、教育内容と研究内容との整合性に留意しつつ、次の措置を講じる。

- 各部局及び大学院各研究科では、大講座制や流動的研究グループの見直しを行い、よりメリットが生かされる研究推進体制により、教育研究活動の活性化に努める。
- 若手教員の教育研究能力及び資質向上のため、任期付在職者を対象としたサバティカル制度や国内外教育研究機関への留学等の研修制度の導入について、引き続き具体的な検討を行う。
- 本学と連携協力協定を結んだ金融機関や市町村、そしてあきた企業活性化センターとも連携しながら地域連携・研究推進センターのコーディネート機能を強化する。
- 連携協力協定締結先と人事交流し、他の組織文化を積極的に吸収し、本学の組織活性化を図る。

2) 研究予算について以下の事項に留意して配分のためのルール作りを行う。

- 教員研究費については、部局長がこれまでの研究実績等を勘案して配分し、産学連携事業等の学内競争的資金については、公平な評価基準により審査会で研究計画を評価し、研究費の配分を行う。
- 大学で採用する流動研究員や、競争的外部資金で任期付き研究員等の採用に努め、研究支援体制を強化する。

- 3) 外部資金については、科学研究費補助金をはじめとした各省庁の各種補助金、民間企業からの共同研究費及び受託研究費等の確保に努める。
- 4) 競争的研究資金への応募者に対してもインセンティブを与えるような評価を引き続き行う。
- 5) 地域連携・研究推進センターを窓口として、公設試験研究機関や企業、市町村等との連携を深め、研究成果の技術移転促進に努める。

(3) 研究成果と評価に関する具体的方策

- 1) 次の事項について特に積極的な発信を行い、大学の知名度向上に結びつけるとともに、地域産業の活性化及び優秀な人材の確保に寄与するよう努める。
 - 教員個人の研究活動について、冊子やホームページ、研究成果発表会等を通じて公表する。
 - 学術賞等の獲得については随時ホームページで公表し、社会への発信に努める。
 - 地域連携・研究推進センターに知財のコーディネーターを配し、知的財産の管理・取扱いを行うとともに、その活動を強化する。
- 2) 各研究テーマについて研究計画を作成し、その達成度に基づく適正な研究評価を行い、学内外での研究交流、共同研究を進める。
- 3) 研究の評価基準は、先端性、独創性、社会貢献性の他、教育への活用に留意したものである。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産業振興と知的財産に関する具体的方策

- 木材高度加工研究所をはじめ各部局では、独自性や特徴を活かしながら県内の関係機関と連携し、地域や企業からの技術相談や、受託試験等を通じた技術支援を行うとともに、共同研究や受託研究、共同開発を推進する。
- 地域連携・研究推進センターで、知的財産を一元的に管理し、法人が保有するライセンスの実施許諾に努める。
- 地域連携・研究推進センターを中心に、あきた企業活性化センター等の関係機関とも連携しながら、産学官コーディネート機能を一層充実することにより、大学のシーズと地域や企業のニーズとの多様な出会いを作り出し、共同研究や新規事業の創出に努める。
- 「知の種苗交換会」事業を発展させた「産学官連携フォーラム」の充実について、関係機関と協議し実施するとともに、研究者同士の交流を図る。
- 県内企業等からの申し出をさらに促進するため、大学も経費を負担する産学共同研究推進事業を継続実施する。また、コーディネート活動の充実により

共同研究及び受託研究の受け入れ件数は、20テーマ以上を目標とする。

- 産業振興の支援にあたっては、あきた企業活性化センター等関係諸機関との連絡、協力関係を保ち、それをより緊密にするように努める。

(2) 教育機関に関する具体的方策

① 高等教育機関との連携

- 県内の国公私立大学等との間の遠隔授業について、文部科学省戦略的大学連携支援事業「プロジェクト4A」の成果をもとに検討するとともに、単位互換制度の利用を呼びかけ、より一層の周知を図る。
- 他大学等との情報交換や大学コンソーシアムによる連携講座等の共同事業を推進する。

② 教育現場との連携

- 県教委高校教育課、県高校長協会及び各高等学校が実施する高大連携事業に積極的に協力するとともに、大学コンソーシアムや文部科学省戦略的大学連携支援事業「プロジェクト4A」の活用、「県内高校生徒に対する発展的な英語授業」や「県内高校と本学の個別連携事業」をはじめとする本学独自の企画により、高大連携事業の推進を図る。
- 高校生や中学生の大学見学を積極的に実施し、研究室の公開等を通じて学習意欲の向上や進路の選択に関する支援を行う。先端設備を使用する実験・演習体験も実施する。
- 県教育庁が実施する理科支援員等派遣事業における特別講師及び理科支援員の派遣・登録について積極的に協力し、推進する。
- 小・中学校の理科教育充実のための諸事業への協力等を積極的に推進する。

(3) 地域社会に関する具体的方策

- 地域連携・研究推進センターが窓口となり、地域住民の技術相談並びに“ものづくり”や“安全・安心な生活を送ること”に必要な知識の獲得・活用を支援する。
- 各キャンパス図書・情報センターの利用方法をホームページや県立図書館を利用して周知する。21年度は地域等の一般利用者に対しても図書の貸出しを行うこととしたが、地域住民への一層の開放となるよう、便宜の拡大を引き続き検討する。
- 地域からの求めに応じて、地域の問題解決の取り組みに積極的に参加する。また、連携協定を締結した市町村の施策への協力や共同研究等も積極的に行う。
- 自治体などが主催する各種委員会等への参加、企業などによる研修への講師派遣等を通じ、地域の振興に積極的に参画する。
- 公開講座は、秋田市及び県北地区又は県南地区で開催し受講対象者の拡大を図る

とともに、より地域に密着したテーマを題材とするなど公開講座の充実に努める。また、県内中学・高等学校等に周知を行い、公開講座を通じて本学の教育研究を積極的に紹介し、会場では大学案内を配布するなどして意欲ある優秀な学生の確保に努める。さらに科学をテーマとした広報誌を発行し、地域の中高生の理科教育に貢献する。

- 県内で受講の機会の少ない著名人を講師に招いて、高等学校等関係機関と積極的に連携しながら、公開講演会やシンポジウムを開催する。また、大学コンソーシアム及び生涯学習センターの事業や連携大学との連携事業にも積極的に参画する。
- 科目等履修生・聴講生の受け入れを促進するため、募集要項の配布先を拡大するとともに、大学院での社会人再教育を積極的に推進する。
- コーディネート機能を発揮して各部局それぞれの専門分野での地域の研究ニーズ・シーズの把握・発掘に努める。
- 連携協力協定締結企業や地域のニーズに沿った研究・共同事業及び地域のシーズを生かす研究・共同事業に積極的に取り組むとともに、得られた研究成果の地域への還元を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営手法に関する目標を達成するための措置

- 経営協議会において、様々な分野で活躍している学外委員を委嘱し、幅広く意見を取り入れ、法人運営に反映する。
- 役員と部局長・学科長の責任と権限を明確化し、教育研究協議会等を通じて、迅速かつ効率的な大学の運営を行う。
- 自己点検・評価の結果を勘案し、各部局の方向性や事務実行体制について検討を行い、適切な人員配置及び予算配分の試行を行う。

2 評価結果の業務への迅速な反映に関する目標を達成するための措置

- 役員会は、大学認証評価機関及び県地方独立行政法人評価委員会による外部評価の結果を受けて、各部局へ改善目標を提示し、年度の中間において達成状況を確認する。
- 自己点検・評価結果を明示し、役員会やキャンパス懇談会等の各種会議において各本部及び部局に具体的な改善目標を指示する。
- ホームページ等各種媒体を通じて、大学の活動状況を積極的に公開し、地域住民や企業、業界団体等との意見交換を行う場を設け、教育研究内容及び研究成果の地域への普及を図る。

3 組織等の見直しに関する目標を達成するための措置

- 社会の要求に対応した大学のあり方について、経営協議会、教育研究協議会及び役員会等で常時点検する。
- 本学の教育実態に応じた人事制度となるように、実態を把握し、必要に応じて見直し及び改善に努める。また、事務職員の研修を引き続き実施するなど専門性の向上に努める。
- 教育、研究や地域貢献を効率よく行うため、弾力的勤務形態や兼職・兼業の適正な運用に努める。
- 能力を重視した公正な採用により、教職員の適正な雇用に努める。
- 文部科学省戦略的大学連携支援事業「プロジェクト4A」の積極的な活用によりFD/S D活動を充実させる。
- 学生と教員の対話の場を通じて、教育組織の定期的な点検を実施する。

4 実績に基づく評価に関する目標を達成するための措置

- 教員評価を実施する。
- 上記教員評価を実施する課程等において、より良い制度とするために検証を行うとともに、引き続き専門家による授業評価を実施する。
- 部局等の特徴が反映されるようなウエイト付けを行い、多様性のある評価システムの確立を目指す。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己財源の確保に関する目標を達成するための措置

- 引き続き、共同研究員の受入に係る諸経費を派遣元企業から負担してもらう研究料の確保に努める。
- 知的財産の適正な管理とホームページや印刷媒体による積極的な公表、地域連携・研究推進センターのコーディネート活動等により、技術移転を積極的に進め、特許や技術指導等の収入確保に努める。
- 各種公募情報等を、組織としての確かつ迅速に把握・収集し、地域連携・研究推進センターのイントラネットやコーディネーターを介して学内への周知を図り、外部資金の増加に努める。
- あらゆる機会を通じて本学の研究シーズを発信しながら、産学官民連携を推進し、共同研究及び受託研究費等の外部資金の獲得に努める。
- 連携協力協定締結の金融機関やあきた企業活性化センター等とも連携しながら、地域連携・研究推進センターのコーディネート機能を充実させ、産学官連携・地域連携による共同研究・受託研究ニーズの掘起しを行う。
- 民間企業から性能検査・解析業務の受託等によって、受託事業収入の確保に努め

る。

2 経費の節減に関する目標を達成するための措置

- 業務の外部委託、他大学との共同事務処理の可能性を調査する。
- 他大学の事務組織体制について調査を行い、本学の事務改善を進める。
- 省エネルギーに対する意識啓発の継続とともに、改正省エネ法で定められている中長期計画を策定しその実践に努める。又“環境に優しい大学”を目指し、全学組織として“県大エコ委員会（仮称）”を立ち上げ活動を始める。

3 資産活用に関する目標を達成するための措置

- 資産の共同利用を推進するため、施設・設備の運営方法の改善を図り、効率的な運用に努める。
- 定期的な資産の点検及び評価を実施する。
- 講義室、講堂、屋外運動施設など需要の高い学内施設を中心に、開放し学会活動や地域活動での有効活用に供する。

IV 教育・研究及び組織運営に関する自己点検評価等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置

- 平成21年度自己点検・評価結果による指摘事項の改善状況を確認しながら、平成22年度自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書をまとめる。
大学認証評価機関へ平成22年度大学評価を申請し、その評価結果を受けて、改善方策等必要な措置に取り組む。

2 説明責任に関する目標を達成するための措置

- 県内主要駅に掲出した広告の更なる活用を図るとともにパンフレットやホームページの充実を図り、より迅速な情報の発信に努める。
情報公開と説明責任の観点から、大学認証評価機関による外部評価、財務諸表、決算報告書、事業報告書、監査報告書等をホームページに掲載し、さらに大学の窓口で閲覧できるようにする。
- 公開講座をはじめ、学部等において実施する研究成果発表会、県内他大学、試験研究機関等の研究発表会・産学官連携フォーラムなど多様な機会を通じて教育研究成果の発信に努める。
- 教育研究成果の活用状況について自己点検評価等を通じて点検を行う。

V その他業務運営に関する重要事項

- 安全意識の高揚を図るための各種事業を実施するとともに、キャンパス安全衛生パトロールを強化する。
- 各種施設、設備等についてキャンパス毎に、中長期的な整備・更新計画に基づき、これらの現況及び予算等を勘案しながら順次実施する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算 (単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 837, 304
授業料等収入	1, 150, 713
受託研究等収入	253, 734
その他収入	121, 813
計	5, 363, 564
支出	
教育研究経費	1, 474, 755
受託研究等経費	253, 734
人件費	3, 152, 799
一般管理費	482, 276
計	5, 363, 564

[人件費の見積もり]

期間中総額3, 152, 799千円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当並びに引継教員退職手当並びに法定福利費に相当する費用である。

2 収支計画 (単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	6, 239, 101
教育研究経費	1, 274, 755
受託研究等経費	253, 734
人件費	3, 152, 799
一般管理費	482, 276
減価償却費	1, 075, 537
収益の部	6, 239, 101
運営費交付金収益	3, 837, 304
授業料等収益	950, 713
受託研究等収益	253, 734
資産見返物品受贈額戻入	959, 473
資産見返運営費交付金等戻入	88, 219
資産見返寄附金戻入	14, 480
資産見返補助金等戻入	13, 365
雑益	121, 813
純利益	0

3 資金計画 (単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	5, 363, 564
業務活動による支出	5, 151, 492
投資活動による支出	200, 000
財務活動による支出	12, 072
次年度への繰越金	—
資金収入	5, 363, 564
業務活動による収入	5, 361, 244
運営費交付金による収入	3, 837, 304
補助金等による収入	22, 100
授業料等による収入	1, 150, 713
受託研究等による収入	253, 734
その他収入	97, 393
投資活動による収入	2, 320
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	—

Ⅶ 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を5億円（運営費の月平均の1ヶ月相当額）とする。

Ⅷ 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

目的積立金の一部を取り崩し、教育研究の推進及び学生生活の充実を図るため、以下の経費に充てる。

- ・施設整備（各キャンパスキーボックスシステムほか）
- ・備品整備（バイオテクノロジーセンターDNA塩基配列解析システムほか）

X 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画 （単位：千円）

整備内容等	予定額	財源
なし		

金額については、見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加される場合がある。

2 人事に関する計画

(1) 人事計画の方針及び人員に関する指標

① 人員計画

大講座制への移行を活かした柔軟な教員配置を行い、教育効果の向上に努めるとともに、人員の抑制を図る。

② 人事等に関する指標

教職員数 304人以内

(2) 人材の確保に関する計画

教職員の人材確保においては、広く周知を図るとともに、評価制度や年俸制により評価結果が適切に反映される報酬制度を確立し、任期制の導入により優秀な人材の確保に努める。